

星槎道都大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機管理ステージ 令和3年6月1日(火)以降 ※本ステージの内容は、感染の状況や行政の要請等によって変更があり得ます。

主な解釈	ステージ	ステージ対応状況	学内や社会の状況	授業	教職員			学生			学外者
					勤務体制	会議	学外活動	構内への立入等	学生活動・学外活動	課外活動	
基本登学不可	6	非常事態 構内活動の停止	●大学を封鎖しなければならない状況 ・非常事態にあたり北海道又は国家機関が大学等に対する強い要請等の発令・北海道又は札幌市・北広島市が都市封鎖 ・学内感染者が発生し、「学内クラスター」を確認	●強い要請や都市封鎖が解除されるまで大学を封鎖の上、臨時休校し、全授業休講とする。 ●学内クラスターの場合は一定期間大学を封鎖の上、臨時休校し、全授業休講する。	●「危機管理対策本部員及び施設維持管理要員のみ勤務」とする。	●危機管理対策本部会議を除きオンライン会議のみとする。	●全ての学外活動を禁止する。	●全学生の入構を禁止する。 ●シャトルバスを運休する。	●全ての学生活動を禁止し、自宅待機とする。	●全ての課外活動・サークル活動を禁止する。	●全学外者の入構を禁止する。
	5	緊急事態 構内活動の原則停止	●学内感染者が発生し感染経路が不明の場合(行政当局の指示に基づき、濃厚接触者の割り出しや学内消毒作業等を行う必要がある。) ●行政当局の指示に基づき、危機管理対策本部会議で臨時休校日や自宅待機等対象者を決定する。	●原則、臨時休校し、全授業休講とする。 ●原則、実技授業を休講とする。 ●各種学外実習を中止又は延期することを要請する。 ●定期試験等を非対面方式で実施する。	●原則、教職員は自宅勤務とする。 ●出勤が必要な教職員は必要最小限の出勤にとどめ、理事長が指示する。また、出勤者は入構記録を残す。	●危機管理対策本部会議を除きオンライン会議のみとする。	●外出を伴う活動の自粛を強く要請する。 ●人と接する活動の自粛を強く要請する。	●全学生の入構を禁止する。 ●シャトルバスを運休する。	●全ての学外活動を禁止する。 ●不要不急の外出を避け、道外や市外への移動を禁止する。 ●留学又は留学生の帰国等による海外渡航を禁止する。	●全ての課外活動・サークル活動を禁止する。	●原則、全学外者の入構を禁止する。
登学不可≧可	4	制限-大大	●北海道に「緊急事態宣言」が発令され、文部科学省又は北海道より休校要請(大学含む)があった場合	●原則、非対面授業(遠隔授業等を含む)のみの実施とする。 ●原則、実技授業を休講とする。 ●各種学外実習を中止又は延期することを要請する。 ●定期試験等を非対面方式で実施する。	●教員の自宅勤務を推奨する。(※遠隔授業等の自宅での実施を要請。) ●必要に応じて職員の分散出勤・自宅勤務等を実施する。	●原則としてオンライン会議のみとする。 ●対面会議はやむを得ない場合に限り、感染拡大防止に留意して可とする。(※所属長の許可が必要。)	●外出を伴う活動の自粛を要請する。 ●人の集まる会合への参加の自粛を要請する。	●原則、全学生の入構を禁止する。やむを得ず入構する際には、入構記録を残す。 ●なお、学生支援等は、非対面(遠隔授業等を含む)で実施する。 ●通常時のシャトルバスは運休する。	●不要不急の外出を避け、原則、道外や市外への移動を禁止する。 ●学内外を問わず、人の集まる会合への参加の自粛を要請する。 ●接客を主とするアルバイト等の自粛を強く要請する。 ●原則、留学又は留学生の帰国等による海外渡航を禁止する。	●原則、全ての課外活動・サークル活動を禁止する。	●大学の維持・管理上必要な大学関係者以外の入構を禁止する。
基本登学不可	3	制限-大	●北海道に「緊急事態宣言」が発令された場合	●非対面授業(遠隔授業等を含む)を基本とし、一部対面授業(実習・実技・演習科目で非対面授業では実施できないものに限る。)の実施とする。 ●各種学外実習は、実習先の実習生受入体制(承認の有無)に応じて実施する。 ●原則、定期試験等については対面方式で実施する。	●教員の自宅勤務を認める。(※自宅での遠隔授業等を実施できる場合に限る。) ●必要に応じて職員の交代出勤等を実施する。	●オンライン会議を推奨する。 ●感染拡大防止対策が可能な場合は対面会議も認める。	●実習指導等を除き可能な限り外出を伴う活動の自粛を要請する。 ●可能な限り人の集まる会合への参加の自粛を要請する。	●入構時には手洗い、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保など感染拡大防止に留意するよう要請する。 ●学生支援等は、原則非対面(遠隔授業等を含む)で実施する。 ●感染の疑いのある者、又は濃厚接触者と判定された者の入校を禁止する。	●不要不急の外出を避け、原則、道外や市外への移動を禁止する。 ●学内外を問わず、人の集まる会合への参加の自粛を要請する。 ●接客を主とするアルバイト等の自粛を強く要請する。 ●原則、留学又は留学生の帰国等による海外渡航を禁止する。	●原則、全ての課外活動・サークル活動を禁止する。但し、公式試合等が開催される場合で、感染防止対策が十分に施されると学長が判断する時は、公式試合等の10日前より活動を許可するものとする。なお、許可するに当たり、学長は感染防止対策として必要な指示をするものとする。	●予め訪問許可申請のない来学者(教員、業者等)のキャンパス・校舎への入構を禁止する。但し、大学の維持・管理上必要な大学関係者及び学長が感染対策上問題ないと判断した訪問者は、入校を許可するものとする。
基本登学可	2	制限-中	●学内感染者が発生し感染経路が不明の場合(濃厚接触者の特定や学内消毒作業等が終了した段階。) ●学内感染者が発生したが感染経路が判明している場合(濃厚接触者の特定や学内消毒作業等が終了した段階。) ●北海道より警戒要請があった場合又は北海道石狩管内の感染動向を踏まえ本学の独自判断で対応する場合 ●石狩支庁にまん延防止等重点措置が適用された場合	●対面授業を基本とし、状況により非対面授業(遠隔授業等を含む)も併用する。 ●各種学外実習は、実習先の実習生受入体制(承認の有無)に応じて実施する。	●必要に応じて教職員に時差出勤や交代勤務等の配慮を行う。	●感染拡大防止に留意して基本対面会議とする。 ●オンライン会議を適宜併用するよう推奨する。	●学外での課外活動・サークル活動を禁止する。但し、公式試合等で感染防止対策が十分に施されると学長が判断する場合は、学長の許可を得て学外での指導を許可することができる。なお、学外での指導を許可するに当たり、学長は感染防止対策として必要な指示をするものとする。 ●感染者及び濃厚接触者と判定された者が在籍する課外活動・サークル活動を2週間程度禁止する。 ●学内外を問わず、多人数(概ね5人以上)の集まる会合(会食・宿泊等)への参加の自粛を要請する。 ●長期休暇時の移動の自粛を要請する。	●入構時には手洗い、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保など感染拡大防止に留意するよう要請する。 ●対面学生支援を基本とするが、非対面学生支援(遠隔支援等を含む)の活用も推奨する。 ●感染の疑いのある者、又は濃厚接触者と判定された者の入校を禁止する。 ●外務省発出情報に準じて、留学又は留学生の海外渡航・国内受け入れを実施する。 ●長期休暇時の移動の自粛を要請する。	●課外活動・サークル活動は、活動時間の短縮や参加人数を制限して学内のみで実施する。但し、学外においても、公式試合等で感染防止対策が十分に施されると学長が判断する場合は、学長の許可を得て活動を実施することができる。なお、許可するに当たり、学長は感染防止対策として必要な指示をするものとする。 ●感染者及び濃厚接触者と判定された者が在籍する課外活動・サークル活動を2週間程度禁止する。 ●原則、集団でのサークル棟・部室・トレーニング室の利用を禁止する。	●必要に応じて学外者の入構の自粛を要請する。 ●予め訪問許可申請のない来学者(教員、業者等)のキャンパス・校舎への入構を禁止する。但し、大学の維持・管理上必要な大学関係者及び学長が感染対策上問題ないと判断した訪問者は、入校を許可するものとする。 ●図書情報館の利用を禁止する。	
	1	制限-小	●新北海道スタイル(北海道・新しい生活様式(国)の適用の状況(手洗い、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保など日常的な感染対策実施の状況)	●対面授業を基本とし、一部科目で非対面授業(遠隔授業等を含む)を活用する。	●原則、教職員は通常勤務体制とするが、必要に応じ時差出勤等の配慮を行う。	●感染拡大防止に留意して基本対面会議とする。 ●必要に応じてオンライン会議を適宜併用するよう推奨する。	●学外での課外活動・サークル活動を認める。但し、公式試合等で感染防止対策等が十分に行われると学長が判断した場合は除き宿泊や会食を伴うものは禁止する。 ●対面学生支援を基本とするが、支援対象学生が多数の場合は非対面学生支援(遠隔授業等を含む)を活用する。 ●感染の疑いのある者、又は濃厚接触者と判定された者の入校を禁止する。	●入構時には手洗い、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保など感染拡大防止に留意するよう要請する。 ●対面学生支援を基本とするが、支援対象学生が多数の場合は非対面学生支援(遠隔授業等を含む)を活用する。 ●感染の疑いのある者、又は濃厚接触者と判定された者の入校を禁止する。	●学内外を問わず、3密となる会合への参加の自粛を要請する。 ●外務省発出情報に準じて、留学又は留学生の海外渡航・国内受け入れを実施する。	●手洗い、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保など感染防止対策の徹底が図られている課外活動・サークル活動を認める。 ●学外での課外活動・サークル活動を認める。但し、公式試合等で感染防止対策等が十分に行われると学長が判断した場合は除き宿泊や会食を伴うものは禁止する。 ●原則、集団でのサークル棟・部室・トレーニング室の利用を禁止する。	●来学者(教員、業者等)に手洗い、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保など感染防止対策の徹底を要請する。